

我が国の広域な地名及びその範囲についての調査研究

安城たつひこ：海洋研究室

割田育生：航海情報課

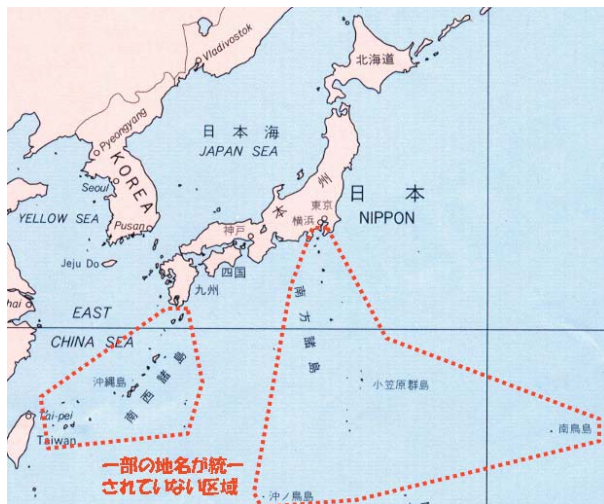
The geographical names and those extents of the wide areas in Japan

Tatsuhiko AJIRO: Ocean Research Laboratory

Ikuo WARITA: Chart and Navigational Information Division

1 はじめに

我が国の南方及び南西方に位置する主な諸島、群島、列島に関する地域の名称とその範囲については、海洋情報部と国土地理院の間で統一されていない。(第1図参照)



第1図 一部の地名が未統一の区域

Fig.1 Areas where some geographical names are not standardized.

近年の国際レベルでの地図整備の動向を考慮するとき、これらの地域の呼称については他に決定する機関がないのが現状である。しかし、位置的にも相対国のある地域であり、行政上の混乱を未然に回避するとともに、国際的にも我が国の正当な権利を適切に反映できる地名を付与することが重要である。この観点から、これらの地名及びその範囲を統一す

ることが必要であると考えられる。

ここでは、当該地域における海図と陸図の地名表記の歴史を調査するとともに、その結果を踏まえた地名に関する研究成果を紹介する。

2 背景

「地名等の統一に関する連絡協議会」は、我が国の地図作成機関である国土地理院と海洋情報部が、それぞれ発行する地図に記載する地名等についての統一を図り、併せて日本国内の地名等の標準化に資することを目的として、昭和35年に発足した。現在までに計71回の会議において、約25,000件の地名について合意してきた。

ところが、我が国の南方及び南西方に位置する諸島・群島・列島の名前とその範囲については、過去に複数回にわたり同協議会で審議された経緯があるものの、統一までには至らず保留されたままとなっている。しかし、海洋基本法における海洋権益の考えを念頭に置けば、いつまでも先送りできる問題とは言い難い。これらの地域における地図上の地名表記の歴史的な変遷を踏まえたうえで、今後の地名統一へ向けて取り組んでいくべきであろう。

3 研究の概要

これまでに「地名等の統一に関する連絡協議会」において、本件について審議された第50回(平成元年)、第56回(平成7年)、第65回(平成16年)及び第66回(平成17年)の報告書の内容に基づいて問題

点を抽出した。また、当部が保有している明治以降の旧版海図における当該区域の諸島・群島・列島の地名表示内容、さらに、当部が保管する戦前、戦後を経て現在に至るまでの小縮尺の陸図における諸島・群島・列島の地名表示内容をそれぞれについて調査した。

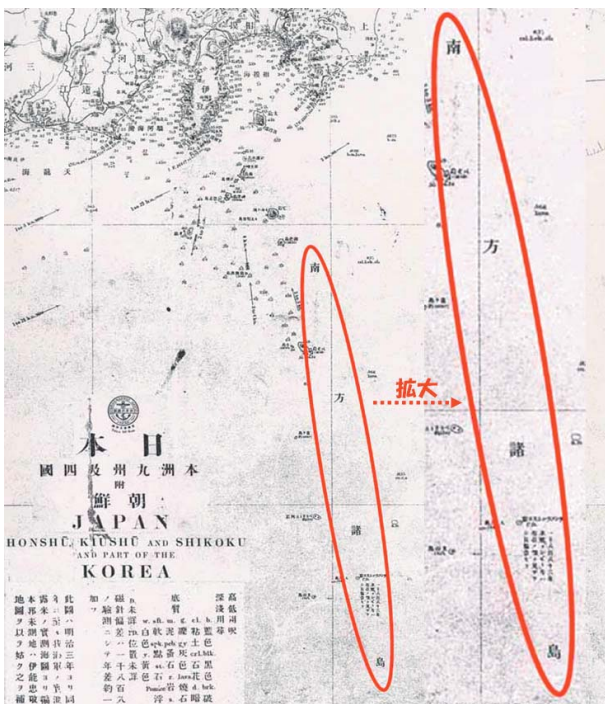
なお、戦前と戦後における我が国の領土の変遷の調査と並行し、サン・フランシスコ条約、日米の二国間協定、南方諸島・南西諸島に関する我が国の法令等の調査をおこない、今後の地名統一に資する調査研究も行った。

4 日本列島の南方に位置する諸島・群島・列島の地名表記の歴史

当該区域を包含する全体の地名としての『南方諸島(なんぽうしょとう)』は、これまでの「地名等の統一に関する連絡協議会」では残念ながら合意されていない。しかし、その構成要素である個々の諸島・群島・列島についての地名は、ほぼ統一されている。

4.1 海図における地名表記の歴史

海図における日本列島の南方に位置する諸島・群



第2図 海図第95号(明治24年刊行)
Fig. 2 Chart No. 95. (Published in 1891)

島・列島の広域を包含する地名表記については、明治24年(1891)刊行の118年前の海図から一貫して『南方諸島』と表記されている。(第2図参照)

また、日本が作製を担当する北西太平洋の小縮尺(1/350万, 1/1,000万)のINT海図(世界の海図を国際的に統一した内容で作製することを目的に、国際水路機関(IHO)が1972年の会議で決定)においても『南方諸島』の地名が表記されている。(第3図参照)

そのほか、個々の島のグループには、伊豆諸島や小笠原諸島(小笠原群島, 火山列島, 沖ノ島島, 南島島)の地名表記が見られる。



第3図 海図第4052号(国際海図第52号)
Fig. 3 Chart No. 4052. (INT Chart No. 52)

4.2 陸図における地名表記の歴史

陸図においては、国土地理院の前身である旧陸軍の陸地測量部が昭和12年(1937)に発行した『東部亜細亞圖』(第4図参照)に『南方諸島』の地名が明記されている。

しかし、終戦以後に国土地理院(地理調査所の時代を含め)が発行してきた陸図からは『南方諸島』

の地名表記を見つけることができない。

一方、戦前から戦後を通して、海図と同様に、伊豆諸島や小笠原諸島についての地名は表記されている。



第4図 東亞細亞圖(陸地測量部, 昭和12年発行)
Fig. 4 Topographical map of the eastern part of Asian. (Published by Geographical Survey Institute in 1937)

4.3 条約, 協定及び法令における地名表記について

我が国が終戦後の1952年に締結した, いわゆる「サン・フランシスコ条約」の第3条に『南方諸島』の文字が明記されている。(第1表参照)

この条約は, 国会承認, 内閣批准, 天皇の認証を経ており, この時の条約批准国は, アメリカ, イギリス, フランス, カナダ, オーストラリア等をはじめ40か国以上にのぼっている。なお, 条約そのものの内容は, 戦勝国側に圧倒的に有利なものであったが, 信託統治の内容を定めた第3条に使用されている地理的名称については, 我が国が戦前から使用していた地名が使われている。

また, 「サン・フランシスコ条約」に関連した「南

方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和43年6月)にも, その範囲を含めて地名が明記されている。

その他, 『南方諸島』の地名が記載されている我が国の法令は10本以上を数えることができる。

第1表 サン・フランシスコ条約の抜粋
Table 1 Extract of the Sun Francisco treaty.

日本国との平和条約(サン・フランシスコ条約)

昭和27(1952)年4月28日 条約5号
昭和28(1951)年9月8日 サン・フランシスコ市で署名
～抜粋～

第三条【信託統治】

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、孺娑岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)、並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

<批准国>アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ等

5 日本列島の南西方に位置する諸島・群島・列島の地名表記の歴史

当該区域を包含する全体の地名としての『南西諸島(なんせいしょとう)』は, 第4回「地名等の統一に関する連絡協議会」(昭和40年)において合意された地名である。ただし, その構成要素である個々の諸島・群島・列島についての地名は統一されていない。

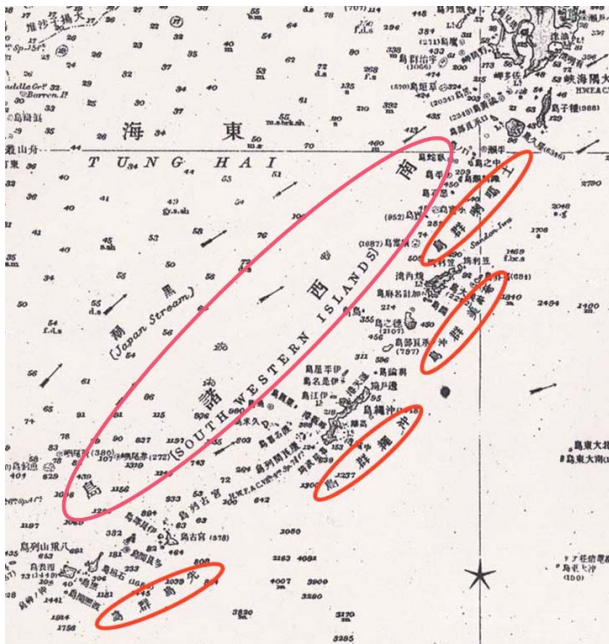
なお, 沖縄本島の南東方に位置する『大東諸島(だいたうしょとう)』のみは合意された地名になっている。

5.1 海図における地名表記の歴史

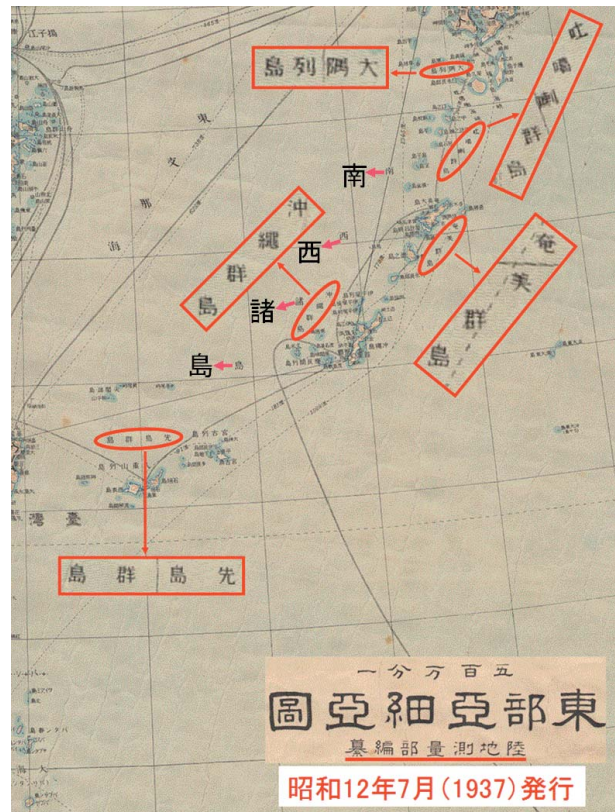
海図における日本列島の南西方に位置する諸島・群島・列島の全体を包含する広域の地名表記については, 遅くとも明治40年(1907)刊行の海図から一貫して『南西諸島』と表記されている。(第5図参照)

また, 小縮尺(1/350万, 1/1,000万)の国際(INT)海図にも『南西諸島』の地名が表記されている。(第6図参照)

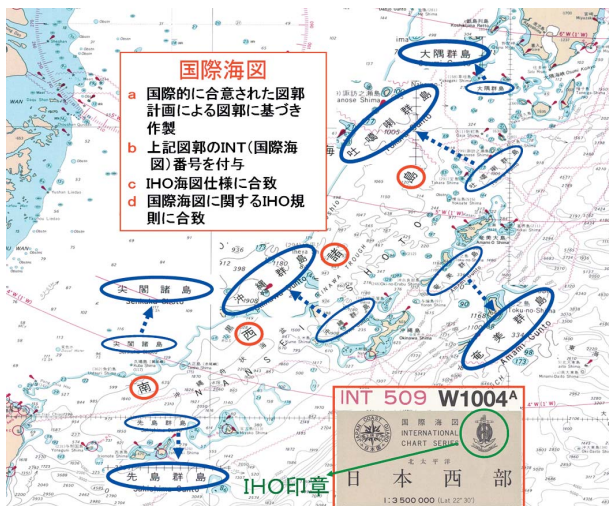
なお, 『南西諸島』の構成要素である個々の諸島・群島・列島についての地名も100年以上前の海図から『吐噶喇群島』『奄美群島』『沖縄群島』『先島群島』の地名が表記されている。



第5図 海図第1号 (明治40年刊行)
Fig. 5 Chart No. 1. (Published in 1907)



第7図 東部亜細亞圖 (陸地測量部, 昭和12年発行)
Fig. 7 Topographical map of the eastern part of Asian. (Published by Geographical Survey Institute in 1937)



第6図 海図第1004号A (国際海図第509号)
Fig. 6 Chart No. 1004 A. (INT Chart No. 509)

5.2 陸図における地名表記の歴史

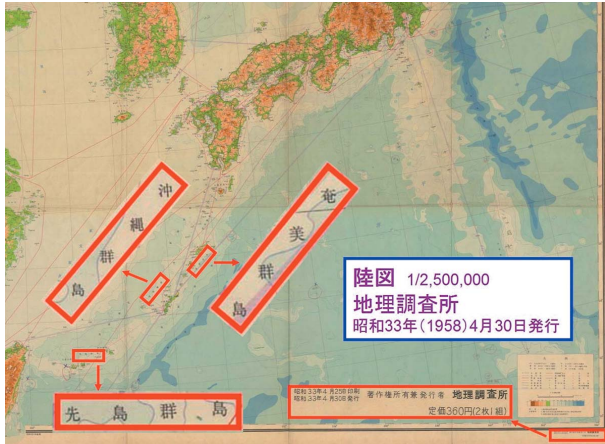
陸図においては、旧陸軍の陸地測量部が昭和12年(1937)に発行した『東部亜細亞圖』(1/500万)(第7図参照)及び『東亞大陸圖』(1/250万)には全体の地名として『南西諸島』が表記されている。

また、その中の島の小グループとしては、海図と同様に『吐噶喇群島』『奄美群島』『沖繩群島』『先島群島』の地名も表記されている。

なお、戦後の昭和33年に地理調査所が発行した陸図(1/250万)にも全体を表す『南西諸島』の表記があり、その中で島の小グループとして『奄美群島』『沖繩群島』『先島群島』の地名が表記されている。(第8図参照)

しかし、それ以後に発行された陸図では、与論島から北東の区域を『薩南諸島(さつなんしょとう)』、沖縄本島から南西の区域を『琉球諸島(りゅうきゅうしょとう)』と分けて表記している。

その中で、薩南諸島の中の小グループとして『吐噶喇列島』『奄美諸島』が、また、琉球諸島の中の小グループとして『沖繩諸島』『先島諸島』等がそれぞれ表記されている。

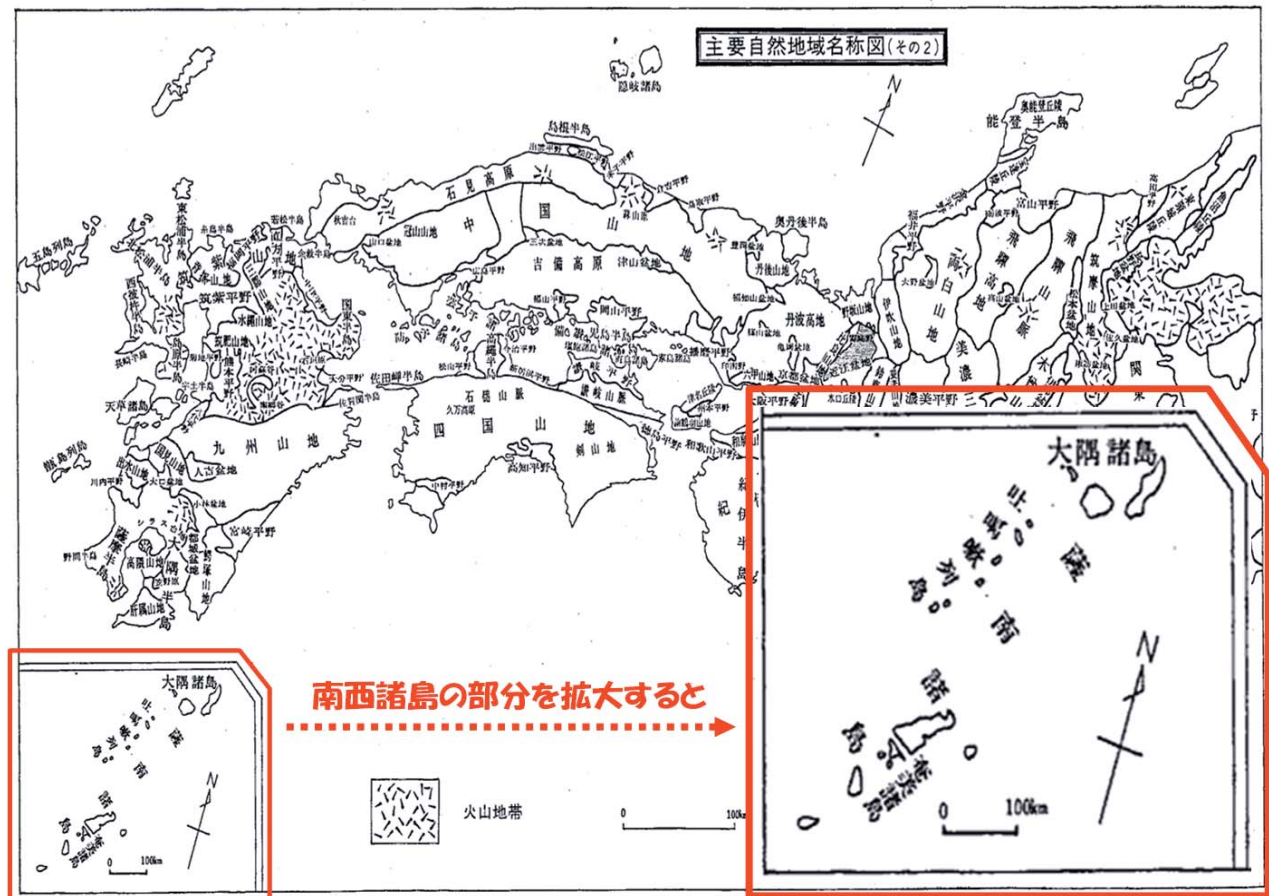


第8図 日本南西部の陸図（地理調査所，昭和33年発行）
 Fig. 8 Topographical map of the South-West part of Japan. (Published by Geographical Survey Institute in 1958)

6 我が国の領土の変遷と地名表記の問題について

前述したとおり，海図と陸図における地名表記の相違は，我が国の領土が戦前から戦後にかけて変遷したことが大きな要因であり，当該地域が戦前の日本帝国時代から，戦後のサン・フランシスコ条約を経て，その後，順次に我が国へ返還されたことに起因するものと考えられる。

なお，戦後の陸図においては，1/20万以下の小縮尺図に使用される地名は「主要自然地域名称図」（昭和29年作成）（第9図参照）に則っており，これに記載された地名が民間で出版される各種の地図でも使用されている。「主要自然地域名称図」は，当部を含む各種の公的機関が協議して決定した経緯がある。しかし，当時は小笠原や沖縄が日本に返還される前の状況であった。その後，「主要自然地域名称図」の作成から50年以上が経過して現状との齟齬が散見されるようになってきていると考えられる。



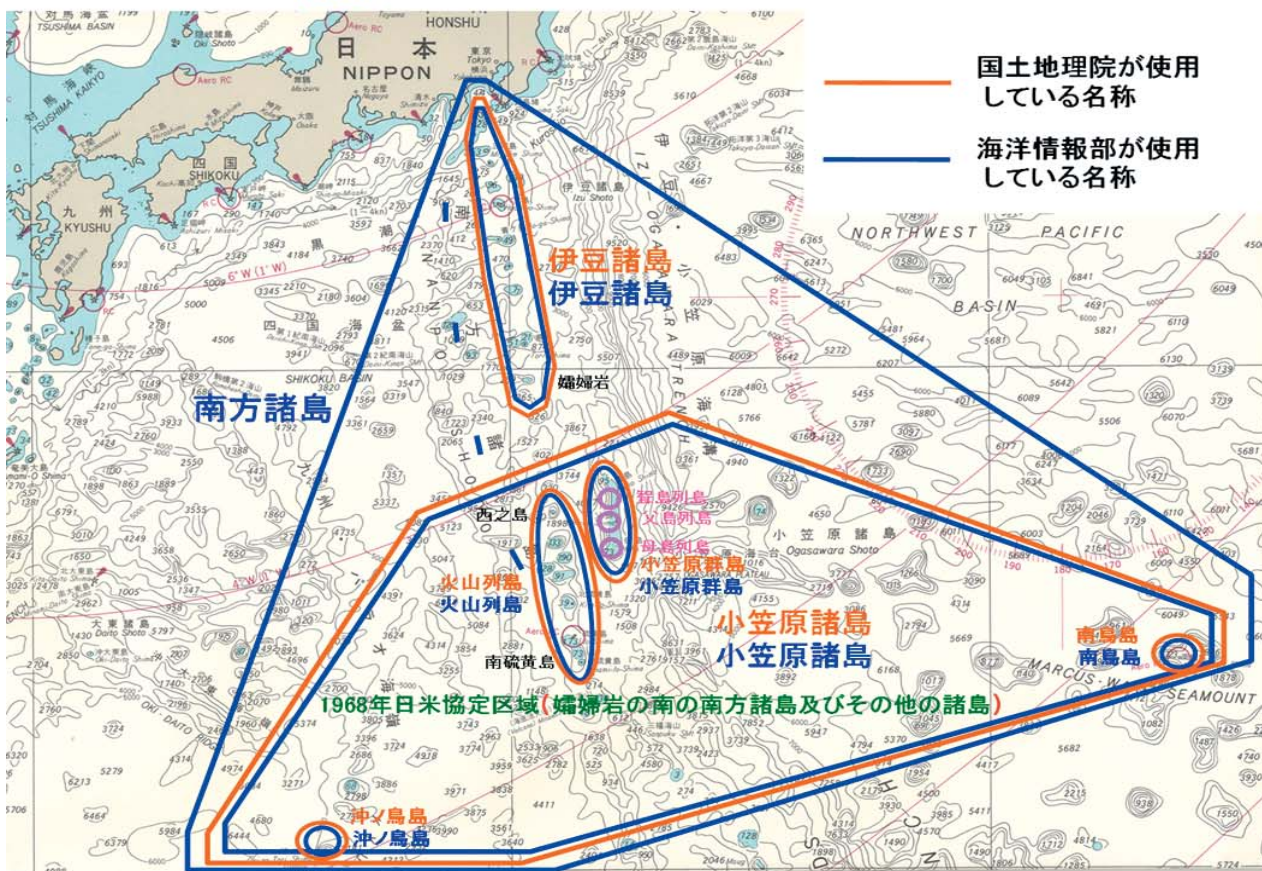
第9図 主要自然地域名称図（地理調査所，昭和29年発行）
 Fig. 9 Main geographical names in Japan. (Published by Geographical Survey Institute in 1954)

7 諸島・群島・列島の未合意地名の統一について

『南方諸島』の名称については、海図では明治24年(1891)、陸図においても昭和12年(1937)には記載しており、我が国では70年以上前の昭和初期には定着していたものと推測できる。このため、早期

に「地名等の統一に関する連絡協議会」での地名合意を図る必要があるものとする。なお、その場合を想定し、当該地域における島や島のグループといった個々の構成要素ごとの現在の地名の状況を確認してみる。(第10図参照)

日本列島南方の諸島・群島・列島の名称と範囲



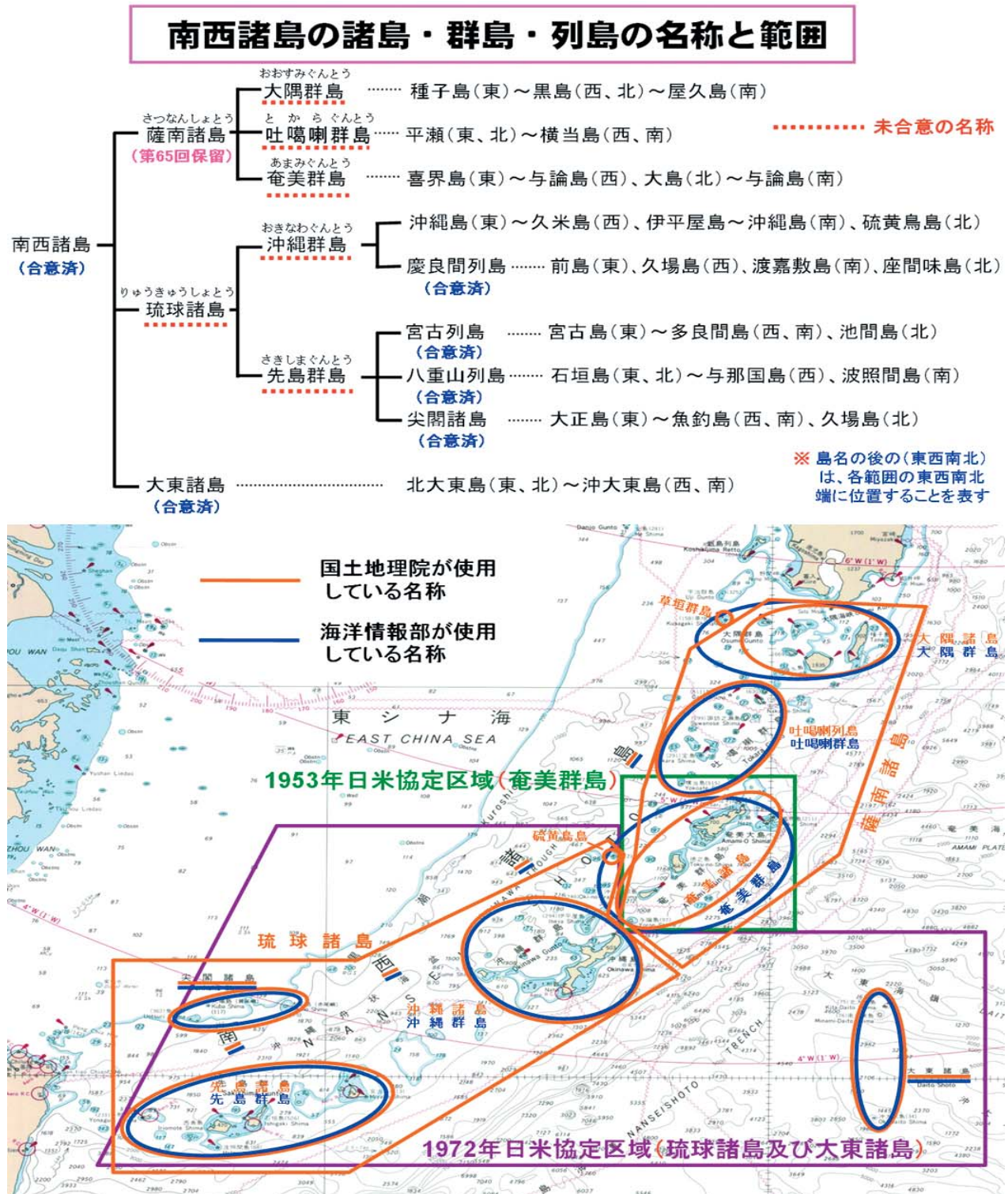
第10図 日本列島南方の諸島・群島・列島の名称と範囲

Fig. 10 Geographical names and those extents of the islands and the archipelagos in the south of Japan.

また、現在までに『南西諸島』の構成要素のうち、合意された地名になっていない個別の諸島・群島・列島の地名については、海洋情報部と国土地理院が使用している現状の地名を生かしつつ、地名統一に

向けて協議を進展させることが重要であると考え

る。
ちなみに、南西諸島における海図と陸図の現在の地名表記を確認してみる。(第11図参照)



第11図 南西諸島の諸島・群島・列島の名称と範囲

Fig.11 Geographical names and those extents of the islands and the archipelagos in the southwest of Japan.

8 南方諸島・南西諸島に関する条約・法律等

以下に、条約及び法律における南方諸島と南西諸島に関する地名についての調査結果を示す。

(第2表～第6表 参照)

第2表 広域の地名が条約・法律に出現する例

Table 2 Examples of geographical names in the treaties and the laws.

Table with 4 columns: 広域地名, 条約・法律の別, 出現箇所, 数量, 条約・法律の名称. Rows include 南方諸島, 琉球諸島, 沖縄群島, 奄美群島.

第3表 南方諸島が出現する例

Table 3 Examples of NANPO-SHOTO in the treaties and the lows.

Table with 2 columns: 『南方諸島』が出現する条約, 出現する条文(抜粋). Rows include 日本国との平和条約, 南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定, 小笠原諸島振興開発特別措置法, etc.

Table with 2 columns: 『南方諸島』が出現する法律, 出現する条文(抜粋). Rows include 小笠原諸島振興開発特別措置法, 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律, 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律, etc.

【参考】他に政令規則等約10本がある。

第4表 琉球諸島が出現する例

Table 4 Examples of RYUKYU-SHOTO in the treaty and the lows.

Table with 2 columns: 条約名に『琉球諸島』が出現する例, 出現する条文(抜粋). Row includes 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定.

Table with 2 columns: 『琉球諸島』が出現する法律, 出現する条文(抜粋). Row includes 沖縄振興特別措置法.

Table with 2 columns: 『琉球諸島』が出現する法律, 出現する条文(抜粋). Row includes 海上保安庁法.

Table with 2 columns: 『琉球諸島』が出現する法律, 出現する条文(抜粋). Row includes 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律.

Table with 2 columns: 『琉球諸島』が出現する法律, 出現する条文(抜粋). Row includes 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律.

【参考】他に法律約60本・政令規則等約60本がそれぞれある。

第5表 沖縄群島が出現する例

Table 5 Example of OKINAWA-GUNTO in the low.

Table with 2 columns: 『沖縄群島』が出現する法律, 出現する条文(抜粋). Row includes 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律.

【参考】他に政令等約5本がある。

第6表 奄美群島が出現する例
Table 6 Examples of AMAMI-GUNTO in the treaty and the laws.

条約名に『奄美群島』が出現する例	出現する条文(抜粋)
奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定【米国との奄美返還協定】 昭和28(1953)年12月24日 国会承認 昭和28年12月24日 東京で署名 昭和28年12月25日 効力発生 昭和28年12月25日 条約第33号	第一条 1 アメリカ合衆国は、奄美群島に関し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基づくすべての権利及び利益を、千九百五十三年十二月二十五日から日本国のために放棄する。日本国は、前記の日に、奄美群島及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。 2 この協定の適用上、「奄美群島」とは、附属書に掲げる群島(南水を含む。)をいう。～途中 省略～ 【附属書】奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東経百二十八度八分及び東方東経百三十三度三分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう。
法律名に『奄美群島』が出現する例	出現する条文(抜粋)
奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭和二十八年十一月十六日法律第二百六十七号) 最終改正年月日 昭和三十三年七月二日法律第一三二号	(この法律の趣旨) 第一条 この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの(以下「奄美群島」という。)の復帰に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。
奄美群島振興開発特別措置法 (昭和二十九年六月二十一日法律第八十九号) 最終改正年月日 平成一八年三月三十一日法律第一八号	(目的) 第一条 この法律は、奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。
『奄美群島』が出現する法律	出現する条文(抜粋)
水資源開発促進法 (昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号) 最終改正年月日 平成一四年一二月一八日法律第一八二号	(経過措置) 第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 (昭和三十六年六月二日法律第百二十二号) 最終改正年月日 平成一九年五月三〇日法律第六一号	(定義) 第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額～途中 省略～の数値(以下「財政力指数」という。)が、〇・四六に満たない都道府県をいう。 2 ～途中 省略～並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

【参考】他に法律約80本・政令規則等約60本がそれぞれある。

9 まとめ

近年の国際的な地図整備の動向や日本海呼称問題、さらには隣接国との境界付近における海底地形名称の付与等も絡んで、非常に重要な案件になっている。我が国においては、地名を決定する公的機関がない以上、同じ国土交通省の地図作成機関という立場で、国土地理院との間で可能な限り地図における地名の統一を図るように努力する必要があるとの共有認識を持つことが重要である。

我が国の海洋権益に直接的に関係する地名については、相対国との境界線が海に引かれる事実を念頭におけば、このような地域における地名表記では、海図が陸図をリードすることがむしろ自然であると考えている。

謝辞

本研究を進めるための調査に際して、「地名等の統一に関する連絡協議会」の事務局であり、また、国土地理院発行の陸図を多数保管する航海情報課の関係各位から、ご指導、ご援助を頂戴したことに厚く御礼を申し上げます。

参考文献

地名等の統一に関する連絡協議会報告書、第50回(1989)、第56回(1995)、第65回(2004)、第66回(2005)。
地理調査所陸図、日本南西部(1/250万)、昭和33年(1958)。
地理調査所地図、主要自然地域名称図、昭和29年(1954)。
陸地測量部陸図、東部亜細亜図(1/500万)昭和12年(1937)。
海図、第1号(明治40年(1907)発行)、第95号(明治24年(1891)発行)、第1004号A(平成14年(2002)発行)、第4052号(平成14年(2002)発行)他。